



福島医発第 2870 号(地)

令和 4 年 1 月 14 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について（再周知）

標記の件については、現在、全国的にオミクロン株の流行により新型コロナウイルス感染症患者在急増している状況にあります。特に、沖縄県においては、感染もしくは濃厚接触者となったことを理由に欠勤する医療従事者が増加していることにより、複数の医療機関で救急診療を制限するなどの影響が広がっております。

新型コロナウイルス感染症患者在急増している地域において医療提供体制を確保するための緊急的な対応については、令和 3 年 9 月 14 日付福島医発第 1763 号（地）のとおり、「医療従事者について、家庭内感染等により濃厚接触者となった場合、下記の要件及び注意事項を満たす限りにおいて、医療に従事することは不要不急の外出に当たらない」旨が示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、本県における医療提供体制を確保するため、改めて貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

【要件】

- 他の医療従事者による代替が困難な医療従事者であること。
- 新型コロナウイルスワクチンを 2 回接種済みで、2 回目の接種後 14 日間経過した後に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
- 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット）により検査を行い陰性が確認されていること。
- 濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也

会長 島田昇二郎

福岡県医師会第1763号(地)
令和3年9月14日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について

今般、厚生労働省より日本医師会を通じて、新型コロナウイルス感染症患者が急増している地域において医療提供体制を確保するための緊急的な対応として、医療従事者について、家庭内感染等により濃厚接触者となった場合、下記の要件及び注意事項を満たす限りにおいて、医療に従事することは不要不急の外出に当たらないとして外出自粛要請を行うことも可能である旨、周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

【要件】

- 他の医療従事者による代替が困難な医療従事者であること。
- 新型コロナウイルスワクチンを2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
- 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット）により検査を行い陰性が確認されていること。
- 濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

【注意事項】

- 当該医療従事者が感染源にならないよう、業務内容を確認し、基本的な感染対策を継続すること（マスクの着用及び手指衛生等に加え、処置時における標準予防策の徹底）。
- 引き続き、不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けること。
- 家庭内に感染者が療養している場合は、当該者との濃厚接触を避ける対策を講じること。
- 当該医療機関の管理者は、当該濃厚接触者を含む関係する医療従事者の健康観察を行い、当該濃厚接触者を感染経路とする新型コロナウイルス感染症患者が発生していないかの把握を行うこと。

令和3年8月18日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菔 敏

医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について（改訂）

標記の医療関係者である濃厚接触者に対する自粛要請への対応については、令和3年8月16日（健Ⅱ256F）における「新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」をもって、連絡しているところです。

今般、当該事務連絡の一部が改訂されたことについて、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛て通知がなされ、本会にも周知依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び会員に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

主な改訂内容	改訂前	改定後
要件	新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療従事者であること	<u>他の医療従事者による代替が困難な</u> 医療従事者であること
不要不急に当たらない範囲	新型コロナウイルス感染症対策に従事すること	<u>医療に</u> 従事すること

※当該対応による影響や新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、必要に応じて本事務連絡の見直しが行なわれるとのことです。

※注意事項として「感染した場合にリスクが高い患者に対する医療に対しては、格段の配慮を行うこと」「検査期間は最終曝露日から14日間であること」「原則として行政検査として実施することが望ましい」等の文言が追加（改訂部分は下線表示あり）されました。詳細は以下の通知本文をご参照ください。

以上

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 18 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について

新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応につきましては、「新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和 3 年 8 月 13 日付け事務連絡）にてお示したところですが、今般、当該事務連絡を修正いたしました。

つきましては、内容を御了知いただくようよろしくお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 13 日
(令和 3 年 8 月 18 日一部改正)

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について
(改訂部分は下線部分)

現行、濃厚接触者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 44 条の 3 第 1 項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力の求め（以下「外出自粛要請」という。）として不要不急の外出はできる限り控え、やむを得ず移動する際にも、公共交通機関の利用を避けることを御願ひしている¹。

今般、東京都をはじめ感染者が急増している地域において医療提供体制を確保するため、誰もが症状に応じて必要な医療が受けられるようにするための緊急的な対応として、医療従事者について、家庭内感染等により濃厚接触者となった場合、下記の要件及び注意事項を満たす限りにおいて、医療に従事することは不要不急の外出に当たらないとして外出自粛要請を行うことも可能である旨、お示しすることといたしました。

貴職におかれましては、地域の感染状況を踏まえつつ検討の上、患者療養に遺漏のないよう、適切な対応をお願いします。また、管内の医療機関に対して周知徹底をお願いいたします。

なお、当該対応による影響や感染状況を踏まえ、必要に応じて本事務連絡の見直しを行う予定です。

記

【要件】

- 他の医療従事者による代替が困難な医療従事者であること。
- 新型コロナウイルスワクチンを 2 回接種済みで、2 回目の接種後 14 日間経過した

¹ 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（2021 年 1 月 8 日暫定版）
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/COVID19-02-210108.pdf>

後に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。

- 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット²）により検査を行い陰性が確認されていること。
- 濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

【注意事項】

- 新型コロナウイルスワクチン接種済みであっても感染リスクを完全に予防することはできないことを十分に認識し、他の医療従事者による代替が困難な医療従事者に限る運用を徹底すること。
- 感染した場合にリスクが高い患者に対する医療に際しては、格段の配慮を行うこと。
- 当該医療従事者が感染源にならないよう、業務内容を確認し、基本的な感染対策を継続すること（マスクの着用及び手指衛生等に加え、処置時における標準予防策の徹底）。
- 引き続き、不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けること。
- 家庭内に感染者が療養している場合は、当該者との濃厚接触を避ける対策を講じること。
- 当該医療機関の管理者は、当該濃厚接触者を含む関係する医療従事者及び担当する患者の健康観察を行い、当該濃厚接触者が媒介となる新型コロナウイルス感染症患者が発生していないかの把握を行うこと。
- 検査期間は最終曝露日から14日間であること。
- 検査に当たっては、「医療機関における無症状者（職員、入院患者等）への新型コロナウイルス感染症に係る検査の費用負担について（再周知）」（令和3年5月10日付け事務連絡）³のとおり、地域の実情により行政検査又は自費検査で行うか判断して差し支えないものの、従来、感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、感染者が一人も発生していない施設等であっても、医療機関に勤務する者について、いわば一斉・定期的な検査の実施を行うようお願いしてきているところであり⁴原則として行政検査として実施することが望ましい。

以上

² 抗原定性検査キットによる実施を行う場合については、「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）」<https://www.mhlw.go.jp/content/000725744.pdf>
記3の無症状者に対する抗原定性検査の実施要件に留意すること。

³ <https://www.mhlw.go.jp/content/000778073.pdf>

⁴ 「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000725744.pdf>